時間外労働及び休日労働に関する労使協定

●●株式会社（以下、「会社」という。）と●●株式会社労働者代表とは、時間外、休日労働に関し、次のとおり協定を締結する。

１．時間外、休日労働をさせる必要のある具体的事由

会社は、業務の季節的繁忙や期日が定められた業務の処理に対応するため、所定労働時間を超えて時間外、休日労働を命ずることができるものとする。

２．業務の種類

時間外、休日労働に関わる業務の種類は、次のとおりとする。

（１）製品の組立、検査、梱包、●●●●等

（２）販売業務、●●●●等

（３）製造及び販売サポート業務、●●●●等

（４）業務運営に対する企画・立案業務、●●●●等

（５）●●●●等

３．延長することができる時間外労働の時間

法定労働時間を超えて延長することを命ずる時間は、１日●時間以内、１ヶ月●●時間以内、３ヶ月●●●時間以内、１年間●●●時間以内とする。ただし、家族的責任を有するものについては、１ヶ月24時間以内、１年間１５０時間以内とする。

４．休日労働の制限

会社が命ずる休日労働は、法定休日４週当たり４日の内●日以内で１日実働●時間とする。ただし、就業規則で定める所定休日（法定外の週休日・祝日等）については、原則１日実働●時間として、本協定第３項の延長限度時間の範囲内とする。

５．事前協議による特別延長（三六協定における特別条項）

会社は、次のいずれかに該当する場合で、労使協議による同意を受け事前に本人に通知し同意を受けた場合、本協定第３項の延長限度時間を超えて時間外、休日労働を命ずることができる。

（１）本協定第２項に該当する業務に従事する者の内、通常業務にない●●●●、●●●●など緊急で臨時的な業務、特別な臨時的経営戦略展開に関わる業務に従事する場合。

（２）その他、前号に類似する臨時的業務について、労使協議の上やむを得ない事情と認められた場合。

６．特別延長の限度時間及び適用限度回数

前項により特別に延長することのできる時間は、１ヶ月（または●ヶ月）●●時間以内とし、その適用は●回以内とする。また、特別延長を活用した場合における１年間の時間外労働時間は●●●時間以内とする。

７．割増賃金

会社は、従業員が時間外、休日労働に従事した場合、通常の賃金に加え次の割増賃金を支払う。

（１）就業規則に定める所定労働日の時間外労働の場合は●●％の割増賃金

（２）就業規則で定める休日（週休日等を含む）の労働については●●％の割増賃金

（３）前１号および２号の労働時間が深夜に及ぶ場合はさらに●●％の割増賃金

８．本協定の有効期間

本協定の有効期間は、平成●●年●●月●●日から１年間とする。ただし、この期間であっても、労働組合の通告により失効する。

平成●●年●●月●●日

●●株式会社

代表取締役社長　　●●●●　印

●●株式会社

労働者代表　　　　●●●●　印